

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五郷土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成22年6月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	藤岡 勉	観音寺市大野原町内野々480番地	平成22年3月31日
〃	大塚 喬三	〃 〃 井関867番地	〃
〃	今井 康博	〃 〃 海老済402番地	〃
〃	武田 大二朗	〃 〃 井関709番地	〃
〃	平岡 哲	〃 〃 有木20番地3	〃
〃	藤川 貢	〃 〃 田野々867番地1	〃
〃	藤田 博	〃 〃 〃 1008番地	〃
監事	藤岡 賞	〃 〃 内野々54番地	〃
〃	佐伯 昌輝	〃 〃 井関226番地	〃
〃	栗井 猛	〃 〃 田野々496番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	今井 康博	観音寺市大野原町海老済402番地	平成22年4月1日
〃	佐伯 明浩	〃 〃 井関389番地	〃
〃	武田 大二朗	〃 〃 井関709番地	〃
〃	藤川 米敏	〃 〃 内野々189番地	〃
〃	藤田 博	〃 〃 田野々1008番地	〃
〃	平岡 秀一	〃 〃 有木乙31番地2	〃
〃	宮崎 肇	〃 〃 田野々510番地2	〃
〃	大塚 俊行	〃 〃 井関814番地	〃
監事	藤川 和昭	〃 〃 内野々134番地	〃
〃	武田 隆雄	〃 〃 井関398番地	〃
〃	藤田 朝陽	〃 〃 田野々325番地3	〃